

出水市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出水市広告掲載要綱（平成19年出水市告示第104号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、市が発行する広報紙「広報いずみ」（以下「広報紙」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱第4条並びに出水市広告の掲載基準（平成19年7月24日制定）第5条、第6条及び第10条の規定に定めるところによる。

(広告の規格)

第3条 広告の種類は、2分の1段枠の広告（以下「基本広告」という。）と1段枠の広告（以下「拡大広告」という。）の2種類とする。

2 広告の大きさは、基本広告にあつては縦54ミリメートル、横87ミリメートル、拡大広告にあつては縦54ミリメートル、横178ミリメートルとする。

3 広告は、フルカラー刷りとする。

(広告を掲載する広報紙、広告の掲載方法等)

第4条 広告を掲載する広報紙は、原則として、毎月1日に発行する広報紙とする。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月15日に発行する広報紙にも広告を掲載することができるものとする。

2 広告は、広報紙の同一のページにまとめて掲載するものとし、広報紙における広告の掲載ページ及び広告の掲載順序は、市長が決定する。

3 掲載する広告は、原則として、広報紙1号につき8枠を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

4 広告の掲載は、広報紙発行ごとの単位で行うものとし、複数回にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の募集は、広報紙、市ホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、要綱第5条に定める広告掲載申請書(第1号様式)に広告案を添えて、広告掲載を希望する広報紙発行月の前々月末日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の可否の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その可否を決定し、要綱第6条に定める広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により申込者に通知しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、申込者に広告案の修正を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項に定める広告原稿は、市長が適当と認める方法により、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1回につき、基本広告にあつては15,000円、拡大広告にあつては30,000円(いずれも消費税込み)とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広報紙に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容などが第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容などに関する財産権のすべてについて権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。